

# 新たな教職員の 人事給与制度の方向性について (案)

# 新たな教職員の人事給与制度構築を行う趣旨

## 1 教職員のモチベーション向上

人事・給与制度、人事評価制度、研修制度が一体となった改革を行い、がんばっている教員がよりがんばれるような制度構築を行う。

### 新たな教員のキャリアステージ及び職責に応じた給与制度の構築

現行の給料表を見直し、職務・職責に応じた給料表の設定を行うことで、それぞれの年代・経験年数において、本市として求める職務を明確にし、それを目ざしてステップアップできる仕組み（新たな研修体系や新しい人事評価制度）を構築する。➡教員のモチベーション向上へつなげる。

## 2 優秀な人材の確保

本市の教育水準向上を図るために、優秀な人材の確保が必要

### 初任給水準の引き上げの検討

# 趣旨の達成に向けた具体的な手法（案）

## 1 新たなキャリアステージの構築

### ★小・中・高等学校で、教諭と首席・指導教諭の間に、「新たな教諭の職」を設置

- ・児童生徒への指導に加え、管理職の補佐や若手教諭の育成に従事。
- ・中堅以上の教諭から、平素の勤務状況で能力・業績を評価する等により選考。

## 2 職責に応じた給与制度の構築

### ★6段階（新5級）制給料表を導入

- ・現行2級を教諭及び「新たな教諭の職」のいずれにも適用する級として整理し、大卒新採37歳に適用される号給を超える号給(小・中 2級73号給、高 2級65号給)は、「新たな教諭の職」選考合格者のみの適用とし、職務の困難度や責任に応じたメリハリのある給料表の導入を行う。(選考不合格の場合は37歳で昇給停止。)  
【資料1・2参照】
- ・経過措置として、既に上記号給を超える月額（号給）を受けている職員が不合格となった場合は、合格するまで昇給させない。

### 3 初任給水準の引き上げ

#### ★優秀な人材の確保を行うにあたり、初任給引き上げの水準を検討

【参 考】小・中学校教員 初任給給与額 他都市比較（平成29年4月現在）

	政令市	初任給		教職調整額(B)	地域手当(C)		給与月額 (A+B+C)
		級号給	給料月額(A)		29年度の率	金額	
1	千葉市	2級17号給	206,900	8,276	15.00%	32,276	247,452
2	川崎市	2級17号給	204,000	8,160	16.00%	33,945	246,105
3	横浜市	2級17号給	202,500	8,100	16.00%	33,696	244,296
4	名古屋市	2級19号給	203,900	8,156	15.00%	31,808	243,864
5	相模原市	2級17号給	206,400	8,256	12.00%	25,758	240,414
5	神戸市	2級17号給	206,400	8,256	12.00%	25,758	240,414
7	京都市	2級17号給	209,000	8,360	10.00%	21,736	239,096
8	さいたま市	2級17号給	206,400	8,256	11.00%	23,612	238,268
9	広島市	2級17号給	206,400	8,256	10.00%	21,465	236,121
9	福岡市	2級17号給	206,400	8,256	10.00%	21,465	236,121
11	大阪市	2級17号給	192,900	7,716	16.00%	32,098	232,714
12	堺市	2級17号給	201,900	8,076	10.00%	20,997	230,973
∴	∴	∴	∴	∴	∴	∴	∴
20	熊本市	2級17号給	204,700	8,188	0.00%	0	212,888

※教育職給料表の調整により原資を捻出する。

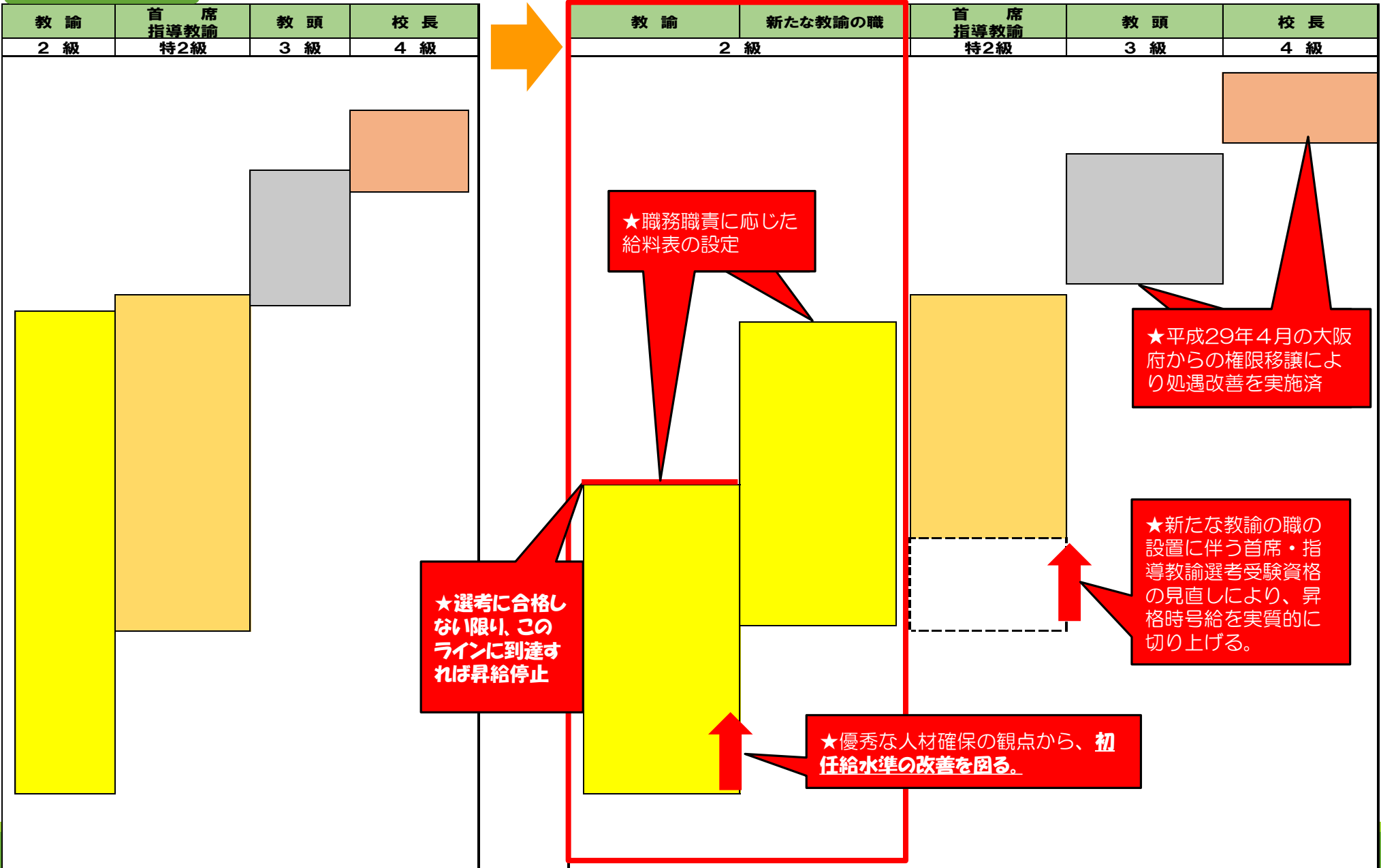
## 今後のスケジュール

- ~平成30年1月 職員団体への提案及び交渉
- ~平成30年1月 新人事給与制度を反映した当初予算編成
- 平成30年2月～3月 関係例規改正
- 平成30年4月 新人事給与制度 適用

# 新たな教職員人事給与制度案 イメージ図

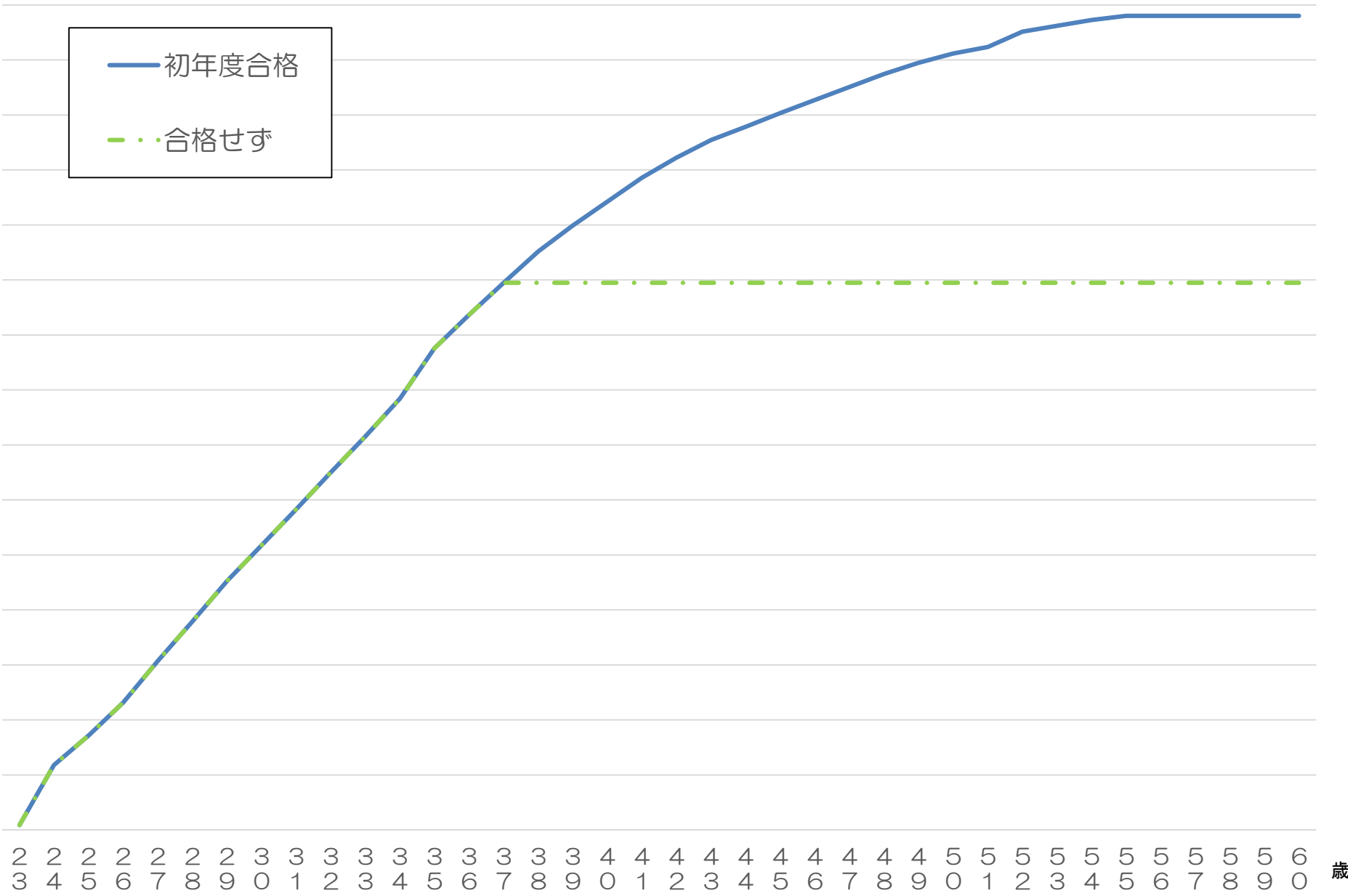
平成29年3月末時点

H30年度案【6段階制給料表】



○新たな教諭の職の選考における昇給イメージ

— 初年度合格  
- - 合格せず



年度末年齢

歳